

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第五十七号

平成二十六年

十月三十一日

金 曜 日

## 目次

### 規 則

○山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一

## 規 則

### 山梨県規則第三十三号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三の表市町村課の部二の款6の項中「第七百七十四条の六第二項」を「第七百七十四条の六第三項」に改め、同項7の項中「第七百七十四条の六第三項」を「第七百七十四条の六第五項」に改め、同項9の項を11の項とし、8の項を10の項とし、7の項の次に次のように加える。

8 第七百七十四条の八第二項の規定による自治紛争処理委員の氏名の告示	○
9 第七百七十四条の八第四項の規定による処理方を定める経過の報告の要求	○

### 附 則

この規則は、平成二十六年十一月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番